

2025-2027 年度課題別研修「地熱資源エンジニア」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下、「JICA九州」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた地熱開発の中核を担う人材に対し、地熱開発に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA九州所管地域において、過去30年以上にわたり地熱研修事業の受注実績があり、同分野における研修実施の知見が蓄積されています。加えて、我が国で地熱専門の講座を有するのは同特定者のみです。本研修の目標達成の為の効果的な研修プログラムの提供ができ、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025-2027 年度課題別研修「地熱資源エンジニア」
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2025年度）：2025年8月19日～2025年12月13日（予定）
- (4) 契約履行期間（2025年度）：2025年7月21日～2026年3月31日（予定）
※2026年度、2027年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措

置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

案件受託上の条件として、2025年度案件を第1回目として受託し、2027年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2025年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027年度案件まで継続契約を行う予定です(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025年2月3日(月)10時から 2025年2月18日(火)16時まで
	提出場所	JICA九州 研修業務課

	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を求められている資料、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください）
（2）審査結果の通知	通知日	2025年2月20日（木）
	通知方法	メール又は郵送
（3）審査結果についての理由請求	請求場所	JICA九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください）
	請求締切日	2025年2月25日（火）
	回答予定日	2025年2月26日（水）
	回答方法	郵送

4 その他

- （1）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- （2）参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （3）提出された参加意思確認書等は返却しません。
- （4）機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- （5）提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- （6）審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- （7）公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- （8）予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- （9）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- （10）契約保証金：免除します。
- （11）共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2025-2027 年度課題別研修「地熱資源エンジニア」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

地熱資源エンジニア

（2）技術研修期間（予定）

2025 年 8 月 19 日～2025 年 12 月 13 日

（3）研修員（予定）

1) 定員 : 18 人

2) 研修対象国 : エルサルバドル、エチオピア、ケニア、タンザニア、ジブチ

3) 研修対象組織・対象者 : 国の地熱資源開発を担う機関

（4）研修使用言語 : 英語

（5）研修の背景・目的 :

地球環境問題の観点から再生可能エネルギーの有効利用は世界的な共通課題となった。さらに、環境保全とエネルギー安全保障の観点からエネルギー多様化の重要性は増しつつある。地熱発電は、再生可能エネルギーの一種であり、地熱発電は地熱のエネルギーを利用して発電する。このため太陽光発電及び風力発電といった他の主要な再生可能エネルギーを活用した発電と異なり、天候、季節、昼夜によらず安定した発電量を得られるベースロード電源となり得る数少ない発電方法の一つでもある。化石燃料のいずれは枯渇するエネルギーに依存せず、地球温暖化や大気汚染への対策手法ともなることから、各国で利用拡大が図られている。地熱開発は資源開発のリスクの高さから開発が進まない国が多く、過去 10 年、国際機関などの支援により多くの地熱資源探査が支援されて地熱開発の段階は進みつつある。一方で、多くの資金が必要となりより厳格な制度での技術が求められる試掘・調査井掘削段階においては人材育成を含む多くの課題が残っている。このような世界の潮流に合わせ、より実践的な研修を本研修では目指している。本研修は 1970 年から 2001 年にかけて実施した地熱開発に関する知識を包括的に学ぶ研修を基礎に、2016 年度から始めた研修を更に刷新させたものである。掘削、検層、地化学（掘削後を想

定)、地質（掘削段階以降を想定）、貯留層の定性的・定量的評価、坑井シミュレーションの各専門分野に分かれ、研修員が各国の課題に応じて設定するテーマに関する個別課題（プロジェクトスタディー）に重きを置き、より実践的な業務、課題対応が出来ることを目指す。研修員はプロジェクトスタディーに関するレポートをまとめ成果を発表するとともに、帰国後の取り組みについてアクションプランの作成を行う。

（6）案件目標

各国の地熱資源開発を促進するために、日本の課題対応手法が理解される。

（7）単元目標（アウトプット）

1）地熱開発促進のために必要な課題解決に向けた手法が理解される。

2）日本で学んだことで参加者が自国の地熱開発の為に JICA 及び研修関係者と今後課題に取り組むことが出来るような繋がりを形成することが出来る。

（8）研修内容

1）研修項目

【事前活動】

1. オンラインでの導入研修の受講
2. 2. 実習テーマ案の検討

【本邦研修】

1. カントリーレポート発表
2. 各自テーマに基づく選択実習（プロジェクトスタディー：フィールド調査、ラボ分析、必要に応じ講義を研究室単位で実施）を以下の分野に分かれて実施。
 - ・ 掘削・検層：掘削時に得られるデータを活用したものを想定。
 - ・ 地化学：掘削後の噴気試験、発電所運開後のデータ等の利用を想定。
 - ・ 地質：掘削結果を用いた評価など、掘削段階以降のデータ利用を想定。
 - ・ 貯留層評価・坑井シミュレーション：掘削段階以降のデータ利用を想定。
3. 選択実習の成果発表及びアクションプラン発表

【事後活動】 レポート及び実習成果の自国の関係者と共有、アクションプランの実施

2）研修内容

- A. 演習・実験／実習／講義
- I. レポートの作成・発表

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 (予定)

2025年7月21日～2026年3月31日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2) 業務の概要

開発途上国から研修員として日本に招いた資源・エネルギー分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の研修目標を達成するべく、地熱資源エンジニアに関する必要な知識や技術を習得し、行動計画を提示できるようにする。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備 (翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料 (テキスト等) の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会 (各種レポート発表会含む) の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 研修員及び同行者 (上限 1 名) の研修旅行にかかる国内移動・宿泊について

ては、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上